

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 1 2 号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成 1 7 年亀山市条例第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項の前の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第 7 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 8 項中「附則第 7 項」を「附則第 6 項」に、「平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 9 項及び第 1 0 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に、「附則第 7 項」を「附則第 6 項」に改める。

附則第 1 2 項の前の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和 3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第 1 3 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 6 項及び第

8 項」に、「附則第 7 項及び第 1 0 項」を「附則第 6 項及び第 9 項」に、「附則第 8 項、第 1 0 項及び第 1 1 項」を「附則第 7 項、第 9 項及び第 1 0 項」に、「附則第 1 0 項、第 1 1 項及び前項」を「附則第 9 項から第 1 1 項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀山市都市計画税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 2 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。